

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会職員服務規程）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要（沖縄県教育委員会職員服務規程）

職員の服務に関し必要な事項を定めた教育委員会訓令

2 改正の経緯及び必要性

那覇みらい支援学校開校準備室長の職の設置に伴い、関係する規定を整理する等の必要がある。

3 改正の概要

- (1) 課長等に那覇みらい支援学校開校準備室長を加える（第1条の2関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第15条関係）
- (3) この訓令は、令和3年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公布日 令和3年3月29日

施行年月日 令和3年4月1日

5 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2、第30条及び第38条

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第一条～第二十二條 略

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤務の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

3～7 略

第二十二條の三～第二十九條の二 略

（服務の根本基準）

第三十條 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三十一條～第三十七條 略

（営利企業への従事等の制限）

第三十八條 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員

（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二

第一項第一号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

（以下略）